



安曇野市告示第 21 号

安曇野市税条例（平成 17 年安曇野市条例第 81 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。

令和 6 年 1 月 23 日

安曇野市長 太田 寛



市税の納税者のうち、住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地としている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域
富山県、石川県